

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成29年6月20日 16時29分ごろ
発生場所	高知県 <small>なほり</small> 奈半利町奈半利港 奈半利港東防波堤灯台から真方位021°510m付近 （概位 北緯33°25.4′ 東経134°01.0′）
事故の概要	漁船第六十八 <small>ごうえい</small> 合栄丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十八合栄丸、437トン
船舶番号、船舶所有者等	135109、株式会社合栄丸
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） ドックマスター、海技免状 なし
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首に亀裂を伴う凹損 岸壁 コンクリート製側面に擦過痕
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか25人（日本国籍3人、インドネシア共和国籍22人）が乗り組み、造水機の修理の目的で、ドックマスター及び造船所の技師3人を乗せ、船長が、ドックマスターに任せておけば支障なく着岸できるものと思い、操船及び遠隔操縦装置の操作をドックマスターに任せ、奈半利港内の造船所に向かっていった。</p> <p>本船は、着岸作業中、主機を中立運転として惰力で着岸予定岸壁に接近し、行きあしが約4ノットの対地速力となってヒービングラインを送った際、ドックマスターが、遠隔操縦装置のダイヤルを回して主機を後進にかけようとしたところ、誤って前進にかけ、同岸壁に衝突した。</p>
分析	本船は、奈半利港において着岸作業中、船長から操船及び遠隔操縦装置の操作を任されたドックマスターが同装置での主機のダイヤル操作を誤ったことから、前進行きあしが止まらずに岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、奈半利港において着岸作業中、船長から操船及び遠隔操縦装置の操作を任されたドックマスターが同装置での主機のダイヤル操作を誤ったため、前進行きあしが止まらずに岸壁に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・着岸作業中、主機等の操作状況の確認を適切に行うこと。
- ・遠隔操縦装置の操作は、乗組員が行うことが望ましい。